



欧州労働組合運動のポジション —Brexitへの対応を見る

金属労協(JCM)顧問 小島正剛

プロローグ

執筆時点の4月18日、予想外のことが起こった。

英国のメイ首相が緊急声明を出し、2020年5月に予定されていた総選挙(下院定数650)を前倒しして、本年6月8日に実施するとの意向を突然表明したのである。これに最大野党・労働党のコービン党首も歓迎の意を表明したというから、下院は承認の方向にあるのだろう。前倒しの背後にあるのは何か。メイ首相にしてみれば、いよいよ本格化する欧州連合(EU)からの離脱(Brexit)交渉にあたり、政府方針について国民の信を問い、確固たる足場を得て臨む意向なのである。なにしろ国論は52対48で変

わっておらず、二分された状況にある。注目すべきはメイ首相の離脱交渉方針が、同じBrexitでもハードBrexit、つまり強硬路線に転じていることだろう。つまりその対立軸の、経済関係はほぼ従来通りで恩恵に浴し、移民の受け入れは規制とするソフトBrexitの路線はとりがたいところに来ているのだ。もとよりEU側は加盟国へのインパクトを考え、いいところ取りのソフトBrexitは容認しない姿勢である。

総選挙前倒しを受けて、英国最大の製造業労組UNITED(後述)は、「国民が、悲惨なハードBrexit路線をとり、惨憺たる緊縮政策に固執し、働く者の権利を浸蝕し、生活水準を崩すような政策を進める保守党を支持するのか、またはより公正な経済に立つ、現実に即した積極的な改革を提起し、EU離脱後も雇

用の安定・拡大や地域共同体の繁栄を目指す労働党を支持するのか、選択の時が来た。」としている。

本稿では、こうしたBrexitや、トランプ米大統領の出現以降、浮上した自国優先主義や保護主義、不寛容、ポピュリズムが横行する情勢下、欧州や英国の労働組合が、どのようなポジションをとっているのかを読み取ってみることにしたい。

欧州労連(ETUC)の立ち位置

周知のように、1973年発足の欧州労連(ETUC)は、ナショナル・センター89組織、欧州レベルの産別労連10組織、4500万人が結集する一大地域組織であり、EUにおけるソーシャル・パートナーとしての存在意義も大きい。人類初ともいえる欧州社会モデルの根幹「ソ



シャル・ヨーロッパ(社会的欧州)」の基本構想は、ETUCの主導的役割なくしては形成しがたかったといえよう。

その実績は人権や労働者の諸権利を含む「欧州社会憲章」の形成や、さらに労働分野では「欧州労使協議会(EWC)指令」、年間1750時間柱とする「欧州労働時間指令」など、欧州横断的な指令(いわば法律)を仕上げて前進してきたことにある。紆余曲折を経たそれらが、その都度妥協の産物とのコメントを



欧州労働組合運動のポジション — Brexit への対応を見る

欧州議会風景 (EU)



生んだにせよ、相手がある限り妥協は避け難いことであって、前進はあっても後退はなかったのである。

最近の動向

昨今の E T U C に目を向けてみよう。紹介すべきは、ローマ条約 60 周年に際し、去る 3 月 17 日、237 に及ぶ域内市民団体を招請して会議を開催、「アピール」を発したことであろう。「われわれの希求する欧州・公正、持続可能、民主的、包摂的」と題するそれである。この表題こそが市民団体や労組の E U に対するポジションを如実に示しているといえるだろう。

「アピール」は、発足以来の E U の実績を検証し、さらに欧州のすべての人びとに持続的で繁栄する未来を確保するには、さらなる道のりが待ち受けている、との厳しい認識を示している。そして指導層に向けて、「欧州をすべての人びとが権利を確保し持続可能な未来へと向かう軌道に乗せる」、「そうしたリーダーシップ、ビジョン、勇気を示すよう訴えている。

「いま油断できないのは、欧州の核心にある価値 — 民主主義と参加、平等と社会的公正、連帯と持続可能性、法規則と人権の遵守 — が浸蝕されつつあるということだ。こうした不確実性の時代にあつて、欧州の市民は中核的な欧州の価値に、より強い焦点を当てるよう求める。すべての人びとは経済的・社会的・環境的な安寧を求めている。」「連帯がわれわれを結集させ、連帯こそが前進の唯一の道である。現下の挑戦はどれ一つとして、一国や一握りの人びとのグループだけでは解決不能なのだ。われわれは、指導層が欧州の人びとの声に耳を傾け、ローマ・サミットに当たり、より良き、持続可能な未来に向けた強力な共同公約を発信する機会にしてもらいたい。」と訴えたのであった。

「欧州賃上げ年」
欧州経済の中心に女性たち (ETUC ポスター)



「欧州賃上げ年」 キャンペーン

ちなみに、E T U C は、本年を「欧州賃上げ年」とし、全域的な賃上げキャンペーンを展開中であること付記しておく。それは、リスボン戦略を受けて発進した 2020 年に向けての新 10 年計画（欧州 2020）——雇用および成長のための戦略）が、市場の競争激化、高齢化などの課題に直面するなかでいわば難航し、社会的保護の水準と対象範囲の削減と結びついた労働市場の柔軟化、団体交渉方式の分散化、緊縮政策なども相俟って、単位労働コストを引き下げる傾向が見ら

れ、ワーキングプア、貧困、賃格差、国内需要の減退、景気回復低迷等の問題が浮上している。さすがに E U 委員会も、さる 3 月になって、「経済成長達成には国内需要の役割が重要」との認識を示し、社会労働問題に光を当てるとしたのである（「経済展望 2016」）。

E T U C は自らの役割を果たすべく、各国最低賃金引き上げ、団体交渉推進に注力する状況にあるとしてよい。

Brexit に対しては

Brexit に対しても E T U C はそのポジションを明確にしている。既述の市民団体との会議に先立つ 3 月 15-16 日、マルタで開いた E T U C 執行委員会は、「Brexit に関する声明」を採択し、自らのポジションを明確にしたところである。その概要を見てみよう。

強調しているのは、「E U 内外に共通の優先的課題は、労働者の権利、雇用、生活水準の擁護である。」というところで、「第 50 条の発動による英国の E U 離脱交渉が、雇用、生活水準、労働者の諸権利を守り、賃金、税、基準の低減によって成り立つような自由貿易取引を招来させぬ社会的・経済的協定を締結することが肝要。」としている。



欧州労働組合運動のポジション
— Brexit への対応を見る

また、離脱交渉に当たっては、正しい交渉プロセスの設定が重要ともしている。すなわち欧州理事会(欧州首脳会議)は、離脱条件や離脱後の英国とEUとの関係に関する交渉ガイドラインを打ち出すからだ。その交渉内容は未来の枠組みを設定し、雇用、生活水準、労働者の諸権利に中長期的なインパクトを与えることになる。

ETUCは欧州理事会に対し、交渉に当たっての明確なロードマップ(工程表)を示すガイドラインを発表するよう要請し、とくに以下の9項目におよぶ案件を強調している。その要点は以下の通りである。

- ①交渉プロセスのあらゆるステージで、労働組合の参画を保証すること。
- ②EUおよび英国の市民、労働者の利益に適切に配慮した交渉目的を設定すること。すなわち、離脱以降の雇用、生活・労働条件の擁護、ジェンダー平等、安全衛生、環境保護、消費者保護、等々。
- ③交渉開始に際しては、労働者を交渉の犠牲にせぬよう交渉目的を設定すること。ガイドラインは、英国におけるEU市民、EUにおける英国市民に、滞在・就業・移住の自由を保障するものとする。
- ④英国は、労働者の諸権利を擁護す

るEUの社会的既得権を英国国内法にも全面的に生かすよう要求する。ガイドラインは将来的にも英国国内法がEUの社会的権利の動向とベースを合わせ、両者間にソーシヤル・ダンピング問題を生じさせぬよう保証する。

⑤交渉は北部アイルランドおよびアイルランド共和国の特殊事情をも扱うものとする。
⑥協定には調整のための移行期間についての合意も含むものとする。
⑦交渉期間が2年を上回る可能性を認識する。ETUCの提起する事案すべてを解決するに十分な時間が必要である。

⑧EUおよび英国の労働者の雇用、生活水準、諸権利に影響を及ぼす可能性のある交渉動向に関しては、定期的に報告する、など。(以下略)
「声明」は、早くも雇用や労働者にマイナスのインパクトが及んでいる現状から、地域社会にも及ぶ有害な影響に対処すべく、基金の即時設置が肝要とも訴えている。

英TUCのポジション

次に、Brexitに対応する英国労働組合会議(TUC)のポジションについてだが、TUCは周知の通りETUCの有力な加盟組織であり、Brexitの故にETUC

働く者に Brexit の代償を負わせてはならない (TUC キャッチコピー)

**WORKING PEOPLE
MUST NOT PAY THE
PRICE OF BREXIT**

PROTECT JOBS AND DEFEND THE LIVING STANDARDS OF WORKING PEOPLE

同志たちに対しても悪影響を及ぼそう。「TUCの最優先課題は、雇用、諸権利、賃金、投資を擁護することである。」「われわれの最低基準は、EUの設定している最低基準と同等またはそれを以上のものを求める。」「われわれは、労働者の生活を危険にさらす製造業軽視の政府方針には反対である。われわれが求めるのは英国に必須のニューディールである。」

産業政策と製造業の重要性

すでに昨年9-10月の間の製造業生産が0.9%低下した計数(国家统计局)をうけて、12月にオグレイデイTUC書記長は、「この数字は明2017年の挑戦を想起させる。とくにBrexit交渉の開始を思えば事態は深刻だ。」と述べていた。「製造業の成長は全土に雇用を拡大させる原動力。政府は2017年のより包括的な産業政策の一環として、製造業部門へのサポートを高い優先順位に置くべきだ。」とも訴えた。

TUCは本年1月、Brexit以降において、より高い生産性、より質の高い雇用、生活水準の確実な向上など英国が成功を収めるには、そうした要件を満たす産業政策を策定せねばならないとし、5項目の



欧州労働組合運動のポジション — Brexit への対応を見る

課題を提示した。すなわち、

- ① 地域的な不平等の取り組み…特に産業衰退の影響を受けている地域を対象に、良質の雇用を拡大するなど地域振興への注力。
- ② 労働力のエンパワーメント…技能訓練対策の基金設置、企業重役会に労働者の声を直接反映させる企業ガバナンスの改革、団体交渉権の強化が肝要。
- ③ 持続可能な産業への移行ロードマップ(工程表)の提示…英国を再生可能エネルギー、低カーボン産業、環境イノベーション、グリーン・ジョブにおける世界のリーダーとする。
- ④ 財政政策の改革…戦略目標達成のため、公共調達政策、税制改革、インフラストラクチャーおよび技能開発への公共投資の促進。
- ⑤ 産業協力のフレームワーク…政府、業界、労働組合の間で、産業政策の開発、発信を促進する。

オグレイディ書記長は、この数十年というものの、適切な産業政策を欠いたが故に、英国経済は持てる能力を発揮できなかったとして、産業政策の立案を提起したのであった。それが故の5項目の提案であったろう。

英製造業労組 UNITE のポジションは

最後に、インダストリアル加盟の英国最大の製造業労組 UNITE のポジションはどんなものか。UNITE は製造業・自動車・造船・航空宇宙など20業種142万人が結集する組織で、TUC でも重要な存在である。

UNITE のマクラスキー書記長は語っている。「メイ首相は英国が EU を離脱して以降も労働者の権利を守るとの誓約を守るべきだ。」つまり、つとにメイ首相は、例えば「欧州労働時間指令」など EU 規範を英国法に挿入するなどを約しているのである。

UNITE としては、とくに、第4次産業革命で多国籍企業のグローバル・ヴァリユー・チェーン、サプライ・チェーンの展開される中、「欧州労使協議会(EWC)指令」の適用下で実施される多国籍企業別労使協議への参画を保持したい考えだ。本誌前号でインダストリアル本部の松崎寛部長も紹介しておられるように、昨年11月、「われわれが解釈する BREXIT 製造業の雇用、投資、労働権の確保に向けた UNITE の戦略」を策定し、EU

システムとの連動の保全を求めているのだ。EU 単一市場へのアクセスは、例えば英国自動車産業にとって必須の条件になっている。いきおい非加盟国のノルウェーやスイスの対 EU 政策、産業政策などを研究するに至っているわけだ。

以上は、EU や Brexit に対する労働組合運動のポジションのあらましである。

エピローグ

こう見てきて気付くキーワードは、人権、労働者の権利、雇用、生活水準、持続可能性、民主的、包摂的、連帯などである。これらは労働運動や市民運動に不動の位置を占めているといえよう。

本稿を起し始めたとき、英国の総選挙前倒しの発表があつて意表を突かれた思いであつたが、いま本稿を脱稿する段になつた4月23日、今度フランスで大統領選挙が行われ、EU の近未来の有りようが世界的な関心を集めるところとなつた。この第1回選挙では、周知の通り中道系独立候補のマクロン前経済相と、ポピュリスト・極右の国民戦線(FN)ルペン党首の上位2名が、いずれも過半数を占めるには至らず、結局その決選投票が5月7日に実施

されることとなつた。本誌発刊のころには結論が出ていようが、結果次第ではフランスに EU 離脱(Frexit)の方向が出ないとも限らない。過日オランダの選択がかるうじて EU 残留を決めて大方の人びとを安堵させたものだが、それは「小康」に過ぎなかつたということになるのであるうか。

結果はどうあれ、既述した通り、労働運動の基本的な立ち位置は不変であり、その国際連帯の精神は色褪せることはないだろう。インダストリアルをはじめ各国国際産業別組織も、国際労組総連合(ITUC)も、英国を含む欧州加盟組織との連帯を強力に推進する立場にあることを付記しておきたい。

(2017年4月24日記)

●金属協顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年 IMF (国際金属労連) 日本事務所に入職以来、金属協事務局長代理、同国際局長、同副議長(国際委員長)(以上 IMF との兼務)、IMF 地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年金属協顧問に。日本労働ペンクラブ代表代理他。主要著書「海外労働アラルト」他。